道産食品輸出企業海外進出促進事業委託業務処理要領

１　目的

この要領は、北海道（以下委託者という。）が　　　　　（以下受託者という。）に委託する「道産食品輸出企業海外進出促進事業委託業務」を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

２　委託業務の目的

　　道では「北海道食の輸出拡大戦略＜第Ⅱ期＞」に定める基本戦略にのっとり、輸出に取り組

む人材の育成と海外販路の拡大を図るため、道産食品の海外市場での販売に意欲的な道内企業

を支援する企画の提案を民間から公募し、優れた提案をした者にその事業の実施を委託する。

　　なお、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大や国際情勢の変化に伴う事業内容の変更等に

関する取り扱いについては、本処理要領第６を参照のこと。

３　業務概要

（１）実施概要

　　　道では、本事業を通して、道内食関連企業の輸出担当者の育成及び海外企業との成約を目指すため、新たに輸出事業を行う道内企業の各種支援を行うため、セミナーの開催や、輸出に関するアドバイザーの設置、現地商談会の開催、バイヤー等の購買担当者の道内招へいを行う。

（２）支援対象事業者

　　・新たに輸出事業を行う道内食関連事業者

・既に輸出を行っているが、新たな分野や販売先への拡販に関心を持つ道内食関連事業者

（３）目標水準

・香港及び台湾での現地商談会による成約輸出額：年55,000千円

・現地商談会参加企業数：15社程度

４　実施項目

（１）対象事業者の選定

（２）輸出に関する人材育成を目的としたセミナーの開催

（３）輸出に関するアドバイザーの配置及び道内企業の支援

（４）現地購買担当者との商談会の開催

（５）道内企業と取引の可能性が高い購買担当者の招へい

（６）事業成果報告会の開催

（７）進捗状況の報告

（８）実績報告書の作成及び提出

４　実施内容

1. 対象事業者の選定について

選定（支援）を行う企業は１５社程度とする。

また、募集にあたっては、参加事業者の業種・ビジネス形態を把握した上で、事務局と具体的な

支援メニューを想定したうえで選定を行うこと。

加えて、既に輸出を行っている道内企業を選定した場合は、新たな販売先及び分野への参入を

　　　促し、地域商社や過去の同事業参加企業との連携など、その企業の事業拡大に繋がる支援を行う

　　　こと。

（２）輸出に関する人材育成を目的としたセミナーの開催について

海外市場の動向や貿易事務に関する専門知識、海外輸出時のリスクなど、道内企業が輸

出に取り組むために必要となる知識や技能を習得するためのセミナー等の研修を企画し、

実施する。

この研修の内容は、以下を考慮し実施する。

・セミナー等の研修は年間に事業報告会を含めて13回以上の開催計画とする。

・開催計画には、以下をすべて含むこと。

①これから輸出に取り組む事業者の啓発を目的とするセミナー

②道内事業者が輸出に関する知識や技能を段階的に習得することを目指すセミナー

③商談の実践研修（国内外の展示会又は商談会などの場において、事業者が海外バイヤー

との商談を実際に経験できる研修。開催地は国内外を問わない。）

なお、セミナーは、（１）で選定した企業を対象とするが、道内の輸出を行う食品

関連企業に必要な内容である場合は、選定企業以外にも、参加が可能とする。

（３）輸出に関するアドバイザーの配置及び道内企業の支援

　　　輸出に関する専門知識を有するアドバイザーを国内に配置し、委託期間中、選定した企

業からの相談等に対応することに加え、上記の研修や商談会の参加者を始めとする道内事業者に対して、輸出相談、海外向けの販促資料の作り込み、商談補助、輸出手続に関する支援などを行う。

（４）現地購買担当者との商談会の開催

　　　香港・台湾の両地域を対象として、現地の購買担当者（バイヤー）との商談会を各地域１回以上実施する。

　　　また、本商談会は、３（３）で掲げた目標水準達成のため、道内企業とのマッチングの前にオンライン面談等で事前にニーズをヒアリングする等して、商談会における成約の確率を高める工夫を行うこと。

（５）道内企業と取引の可能性が高い購買担当者の招へいについて

　　　対象地域（香港・台湾）の道内企業と取引の可能性が高い購買担当者を道内に招聘し、生産現場の視察及び個別商談の場を設定する。

（６）事業成果報告会の開催について

　　　道内において、道内食関連企業等を対象として、本事業の成果や道産食品の輸出のノウハウを提供する事業報告会を実施する。

　　　なお、報告内容は、結果や成功体験だけでなく、そのプロセスや課題等を含んだ内容とすること。

（７）進捗状況等の報告

　　　定期的に（月１回程度）事業の進捗状況等について報告する。また、その内容は書面等にて記録に残すこととする。

（８）報告書の作成

　　　上記（１）から（７）の実施結果について、以下の項目を含む報告書を作成する。

　　・当該事業による各地域別の輸出実績及び現状と課題

　　・アドバイザーの活動状況（支援内容、支援による商談成立状況及び成立金額を含む）

・事業として実施した個別の催事に関する実施報告（実施日時、会場、当日の実施内容、

参加企業名、商談を目的とした催事の場合には、各企業の商談成立状況及び成約金額、

参加バイヤーの詳細情報等を含む）

　　・商談会参加企業への対応実績（アフターフォロー等）

　　・当該事業実施後の輸出に係る課題と対応策及び今後の展開方向

　　・実績結果に加え、そのプロセスや顕在化した課題等も含んだ内容とすること

５　成果品等

　　本処理要領第４（１）から（８）の業務の実施に基づき、提出する資料や部数、提出方法については次のとおりとする。提出時期は、概ね次に指定する時期とするが、詳細については契約締結後、発注者と協議を行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 提出時期 | 備　考 |
| （１）選定企業概要書 | 契約締結後から４か月以内 | データ一式  （メール可） |
| （２）セミナー開催結果報告書 | セミナー開催から２か月以内 |
| （３）アドバイザー支援結果報告書 | 支援実施から１か月以内 |
| （４）商談会開催結果報告書 | 商談会実施から２か月以内 |
| （５）招へい結果報告書 | 招へい実施から２か月以内 |
| （６）事業成果報告会報告書 | 報告会実施から１か月以内 |
| （７）進捗状況報告書 | 進捗状況報告から１か月以内 |
| （８）実績報告書 | 全体の業務終了後即 | ﾃﾞｰﾀ一式(CD-R）  紙媒体３部 |

６　新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う取り扱い

（１）企画提案書の作成

　　　　新型コロナウイルス感染症について、今後、再拡大（以下、(感染症の再拡大)という。）や、紛争等による、海外渡航の制限や、国内の緊急事態宣言等に伴う移動自粛等の制限（以下、「制限等」という。）により、業務の実施に影響が出る場合が想定された場合は、あらかじめ、実施が困難である、または実施できない場合を想定するものとし、本企画提案指示書に基づく業務の提案に合わせ、代替案の提案も行うこと。

（２）業務の実施について

　　　　契約締結後、渡航制限等により、業務の実施が困難である、または実施できなくなった場

合については、発注者に協議を行うとともに、業務内容の変更、または業務の中止となった

場合は、業務の内容に応じた契約変更を行う場合がある。

７　再委託の禁止

（１）次のような場合は、再委託を認めない。

　　ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合

　　イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合

　　ウ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、その

うち１件以上の業務を全部再委託する場合

（２）委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、

次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができることとする。

　　この場合においては、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、

再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を、受託者から提出さ

せること。

　　なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者から変更の届出を提出させること。

　　ア　再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、

経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさない

とき。

　　イ　再委託することに合理的な理由があるとき。

　　ウ　再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。